番号	質問内容	回答
1	本補助金は、複数法人での連携が前提となっているため、同一法人内の複数サービスによる申請はできないという理解で良いか。	ご認識の通りです。
2	複数法人とは、２法人での連携であってもよいのか。	小規模法人を含む等の要件を満たすのであれば、２法人で申請いただくことも可能です。
3	小規模法人とは、どのような法人を指すのか。 以下の場合は、小規模法人といえるか。 ①１の施設と、併設（又は空床利用）のショートステイを運営する法人 ②１の施設と、みなし指定の通所リハビリ・訪問リハビリを運営する法人	小規模法人は、原則として１法人あたり１の施設又は事業所のみ運営する法人を指します。 ただし、ご提示いただいた①、②については、小規模法人とみなします。 判断が難しい場合は、お問い合わせください。
4	同一代表の法人同士でグループを組んで申請することは可能か。	同一代表の法人同士のみでグループを組む場合は補助対象外とします。 また、同一代表でない場合も、代表同士が親子、兄弟、配偶者等の関係にある法人のみで申請された場合、補助対象外となる場合があります。
5	過去に本事業による補助を受けたことがあるが、今年度も申請することは可能か。	同一のグループかつ同一の取組みで再度補助を受けることはできません。 また、予算額を超える申請があった場合、実施要領に基づき、採択順位が下がる可能性があります。
6	保険外サービスのみを提供している法人をグループに含めることは可能か。	保険外サービスのみを提供している法人は、グループに含めることができません。
7	補助対象費は税込額か、税抜額か。	補助対象経費は、税抜額とします。 見積書等の根拠資料は、税込額か税抜額かが判別できる資料をご提出ください。
8	外部での研修参加等で、グループ内の法人職員の旅費や飲食費は補助対象となるか。	グループ内の法人職員については、旅費・飲食費ともに補助対象外とします。
9	講師を招いての合同研修を予定しているが、見積もり時から日程の都合で講師が変更となり、金額が増減することは認められるか。	事業の主旨から外れるものでなければ、講師を変更いただくことは可能です。 減額となる場合は、実績報告の際に実際に支払った金額をご報告ください。 増額となる場合は、実績報告前に、一度ご連絡ください。（予算状況により、増額分は補助対象外となる可能性があります。）
10	①対象経費のクで、合併～等を含む経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費とあるが、具体的にどういった費用が対象となるか。 ②M&Aの仲介業者に支払う手数料は対象となるか。 ③実際に合併に至らなかった場合、補助対象外になるか。	①専門家への謝金・旅費等を想定しています。 ②あくまで専門家等による支援にかかる費用を補助対象としているため、実際に吸収合併を行う際の費用は、仲介手数料も含め補助対象外となります。 ③実績報告の際に、専門家による支援を受けたことが分かる資料をご提出いただければ、実際に合併に至らなかった場合も、補助対象となります。